

告示

鳥取県告示第二百号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
田中歯科医院	鳥取市吉方温泉二丁目 六四一番地	昭和五十二年六月三十日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市永楽温泉町 一六三番地	昭和五十三年一月十九日

鳥取県告示第二百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

名称

所在地

指定年月日

後藤歯科医院	鳥取市扇町五八番地 ナカヤビル三階	昭和五十三年二月二十一日
吉田薬局	米子市向三柳 四四八五番地七	昭和五十三年二月一日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七一〇番地	昭和五十三年一月二十日

鳥取県告示第二百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
岡村整骨院	鳥取市職人町二八番地	昭和五十三年二月七日

鳥取県告示第二百三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石川 正美	鳥国業第三七一号	昭和五十三年二月十三日
牧田 明	鳥国業第三七二号	"

鳥取県告示第二百四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

指定年月日	名称	所在地
昭和五十三年二月一日	あかね薬局	米子市上福原一六〇三

鳥取県告示第二百五号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十八条の二第二項の規定による同意を求めることについて、発起人の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

届出及び氏名	加入区	漁業の区分	漁業者調査の縦覧場所	期間
鳥取市賀露町 宮根保雄	賀露加入区	漁業災害補償法 第四百条第二号	賀露漁業協同組合	昭和五十三年 三月七日から 同月二十二日まで
鳥取市賀露町 砂沢隆明	(賀露漁業協同組合)の区域	第四百条第二号	賀露漁業協同組合	同月二十二日まで
鳥取市賀露町 浜下善孝		に掲げる漁業		

鳥取県告示第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出

があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

大鴨土地改良区

理事		山本 辰夫	
変更前	倉吉市北野四九八番地	変更後	倉吉市北野五二一番地の一
理事		永田 利治	
変更前	倉吉市福守町五四四番地	変更後	倉吉市福守町五六五番地の一

鳥取県告示第二百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

花見東郷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 岡本 一 正 東伯郡東郷町大字門田四〇二

前田 益 藏
田畑二〇
監事 谷 口 節
小鹿谷一八三ノ四

昭和五十二年十二月二十七日開催の総代会において役員補欠選挙の結果当選し、昭和五十三年一月三日就任 任期昭和五十四年十月七日まで

天神野土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 渋谷 英 三 倉吉市鴨河内一九〇七番地

昭和五十三年二月七日死亡により退任

鳥取県告示第二百八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年九月十六日 鳥取県指令受都計第三百六十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字大繕及び宮長字畑田(一工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成八三四番地

株式会社 相互信販

取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第二百九号

米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同法同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業

二 施行者の名称

鳥取県

三 施行地区に含まれる地域の名称

米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野

町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部

四 事業施行期間

昭和四十五年七月七日から昭和五十六年三月三十一日まで

五 事務所の所在地

主たる事務所

米子市久米町七番地 鳥取県米子都市開発事務所

従たる事務所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市開発課

六 事業計画の決定の年月日

昭和四十五年七月二日

七 事業計画の変更の年月日

昭和五十三年三月一日

鳥取県告示第二百十号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧期間

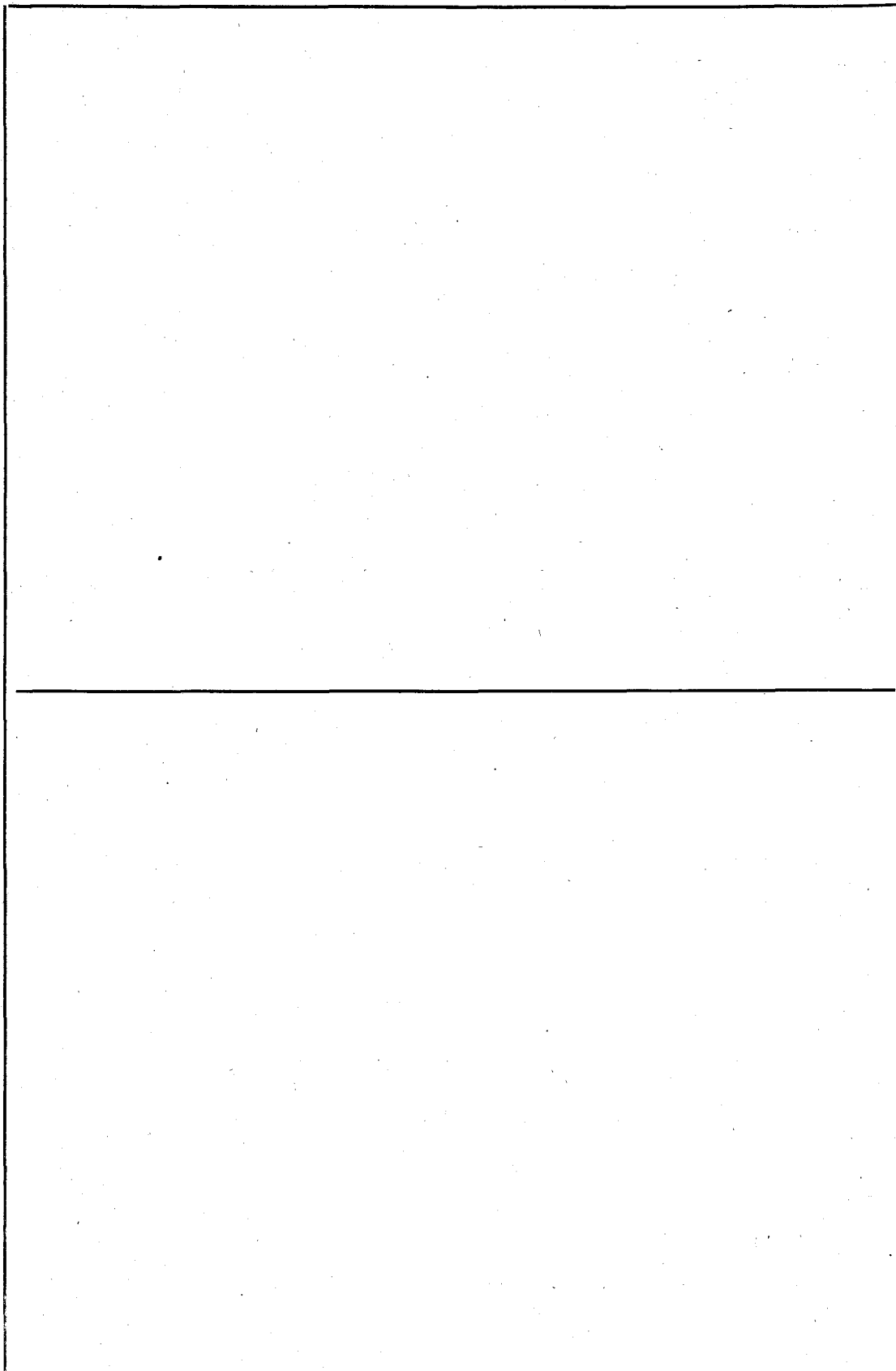
昭和五十三年三月十日から昭和五十三年三月二十三日まで

二 縦覧場所

鳥取市東品治町九三番地九 鳥取県鳥取都市開発事務所

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部 購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、
及び代表者名 団体名)

鳥 取 県 知 事 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

